

分割された剣

野島 永

はじめに

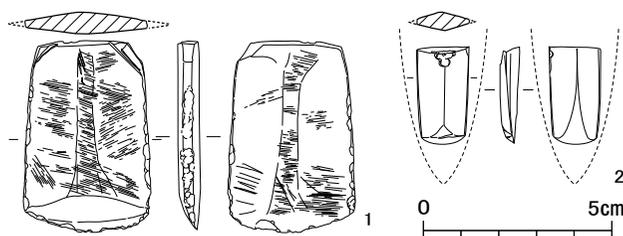
筆者は京都府久世郡久御山町に所在する市田斉当坊遺跡の発掘調査、およびその整理報告⁽¹⁾に従事する機会があった。今回調査した市田斉当坊遺跡では、弥生時代の竪穴式住居跡（96基）や土坑，方形周溝墓（48基），大規模に掘削された断面V字溝などが検出された。また，遺構埋土の土壤洗浄の結果，住居跡から碧玉や紅簾片岩片，サヌカイト片などといった微細な玉作り関連遺物も出土した。このことによって，自ら磨製玉錐や石鋸を製作し，碧玉素材を分割加工して管玉を作っていたことが判明した。さらに200点を超える石庖丁をはじめ，多量の石剣・石斧などの磨製石器類なども出土した。

なかでも，丹波帯（丹波層群）から産出する粘板岩製の磨製石剣の剣身部分を再利用した扁平片刃石斧が数点出土した。今回，市田斉当坊遺跡における磨製石剣の破片加工によって作られた扁平片刃石斧を中心とし，銅剣（戈）や鉄剣の破片を素材とした類例をも概観しつつ，剣身破片の加工品について論じてみたい。

1. 銅戈・銅剣の分割加工

広島県大槓遺跡出土例 大槓遺跡は，東広島市の西条盆地中央，鏡山・八幡山・陣ヶ平山山塊の北麓に位置する。国道2号線バイパス建設にともなう発掘調査によって丘陵裾部に弥生時代後期前半の竪穴式住居跡14基，袋状土坑7基などが検出された⁽²⁾。調査区域最高所の平坦面に立地する竪穴式住居跡S B11から青銅製の板状斧（第1図

1）が出土した。全長5.1cm，幅3.4cmの大きさで，片刃の刃部をもつ。前主面の基部中央鑄部分とその左右に刻線が認められる。鋒を分割する際の痕跡と思える。両側辺は敲打の後，面取り研



第1図 青銅製戈・剣の分割再加工

(1. 広島県大槓遺跡 2. 岡山県高松田中遺跡)

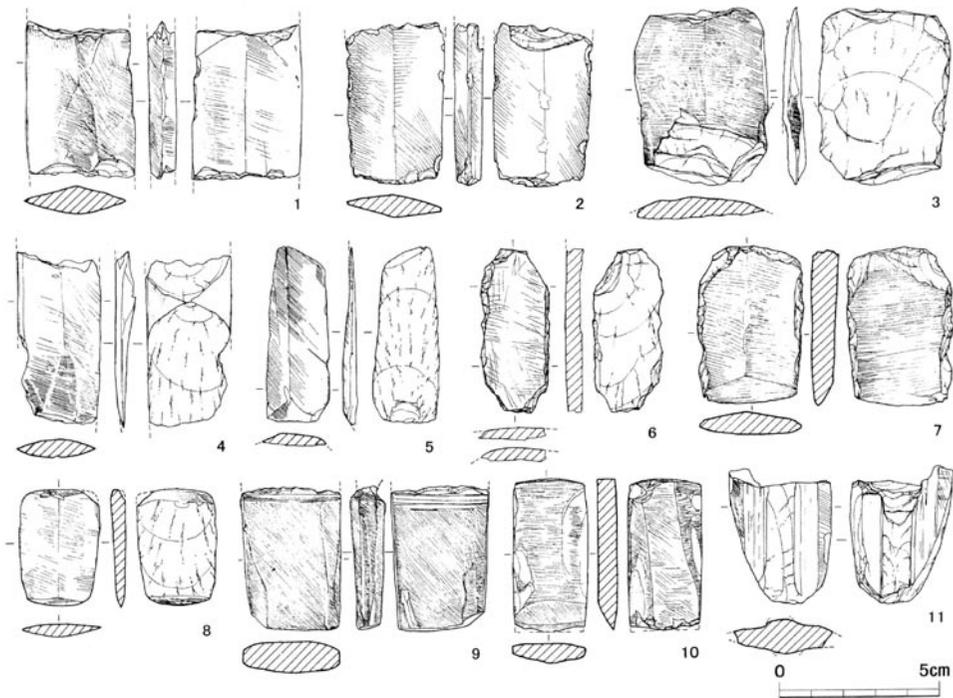
磨が施される。表裏中央に鑄が観察され、その横断面が薄い菱形を呈することから、青銅製武器の鋒付近の破片を加工したものとみてさしつかえない。吉田広氏はその形状から中細形銅戈の鋒部分とする⁽³⁾。住居跡の時期は共伴土器から、弥生時代後期前葉とされる。

岡山県高松田中遺跡出土例 高松田中遺跡は岡山市の西端、総社市に隣接した地域にある。中国横断自動車道の建設にともなう発掘調査によって弥生時代前期後葉から中期初頭にかけての舟形土坑 13 基、土坑 8 基、溝などが検出された⁽⁴⁾。南北に長い溝状の遺構、舟形土坑 4 からは丸みのある薄い菱形を呈した片刃石斧（第 1 図 2）が出土した。全長 2.55 cm、幅 1.2 cm の小さなもので、表裏両面に残る明瞭な鑄からも細形銅劍の鋒破片の加工によるものとすることができる⁽⁵⁾。遺構の時期はその出土土器から、弥生時代中期前葉とみてよい。このほかにも青銅製武器の破片を再利用した小形の扁平板状斧や鑿の類例は、奈良県唐古・鍵遺跡出土銅鑿⁽⁶⁾（中期前葉）や、香川県空港跡地遺跡出土銅鑿⁽⁷⁾（前期末葉から中期初頭）などがある。

吉田広氏によると、このような青銅製武器の破片は瀬戸内地域・近畿地方における青銅製武器の模倣段階以前に出現する公算が高いという⁽⁸⁾。弥生時代の青銅製武器の模倣、つまり銅劍形石劍などの製作は青銅製武器完形品の移動がない限り困難であるとする立場から、模倣段階以前に小形利器に転用されたこのような青銅製武器については、流通時にはすでに完形品の姿ではなかった可能性が高いものとみている。青銅製武器の石製模造品はおおむね中期中葉に出現し、その多数が中期後葉に属することから、それ以前、中期でも前半に属する類例は北部九州から「スクラップ」として流通し、各地で受容され、石器製作と同様の加工技術によって再生されていたことを指摘している⁽⁹⁾。

2. 石劍の分割加工

京都府市田斉当坊遺跡出土例 市田斉当坊遺跡は山城地方の中央部の久御山町、旧巨椋池の南岸に位置した。第 2 京阪道路および京都南道路建設にともなう発掘調査が行われた。先述したように、磨製石劍などの石製大形武器や石庖丁など多数の磨製石器類が出土した。磨製石劍の石材は二上山サヌカイトもあるが、8 割以上が粘板岩であった。当該地域では、粘板岩製の磨製石劍が大多数を占めているだけでなく、サヌカイト製石劍でも研磨を施すことによって、いわゆる鉄劍形とされる有鑄磨製石劍に仕上げられるものが多いという地域性がある。包含層から出土したため帰属時期が不明なものも多いが、出土した弥生土器は後期後半の数点を除いてすべて中期に属するものであることから、これら包含層や大溝などの堆積土中の多くの石製品もその大半が中期に属するもの



第2図 京都市市田斉当坊遺跡出土磨製石剣の分割・加工

とみてよいだろう。

磨製石剣には完形品がほとんどない。むしろ、石剣としてはもはや再生できないわずかな破片に再加工の痕跡を残すものが多いといえる。以下、粘板岩製磨製石剣の再利用について個別に見てみよう（第2図）。

第2図は、市田斉当坊遺跡から出土した磨製石剣の破片と考えられる資料の一部である。1・2は、剣身の破片で、全長5.0cm前後となる。ほぼ長方形に近い平面形態である。剣身の破面は数回の敲打によって整形されている。剣身の両側辺は一部小さな剥離痕があるものの顕著な研磨加工痕は認められない。横断面は剣身に特徴的な薄い菱形を呈する。3から6は、片面が剥離面となっているものである。いずれも全長5.0cm前後で研磨面側は緩やかな凸面となるか、あるいは鑄が観察されることから、横断面が凸レンズ形か菱形になる剣身の片側主面を剥取したものと想定することができる。3は関部付近、最も幅広の部分である。側辺には石剣関部加工の際の研磨痕跡が遺存する。4は片面の剥離がやや波打っており、平坦な剥離面を作り出すことに失敗した模様である。5は剣身の両刃部を結んだ中心線からややずれて剥取されたため、鑄が中央に位置しない。剥離面にはバルブが発達し、ポジティブな曲面を形成している。6は研磨面の鑄がやや不明瞭である。敲打によって刃潰しが行われ、身幅が調節されたようである。7・8は扁

平片刃石斧である。7も敲打によって剣身の両側辺の刃部の刃潰しを行い、身幅を調節している。前主面側の鑄は明瞭であるが、後主面側は横方向の新たな研磨が施されている。8は剣身片側主面を剥取し、薄く平坦な面を成形した上で刃部が研磨された小形の扁平片刃石斧である。9・10は剣身ではなく、茎部を加工したと想定しうる資料である。9は全長4.5cm、横断面の両端がやや薄く丸くなる形状となる。上端部には擦切施溝痕跡が認められ、真一文字に分割することを意図して切断されている。10も横断面両端がやや薄くなる扁平片刃石斧であるが、これなども剣茎部の破片であろう。11は、銅剣形石剣の基部破片である。片面2条の緩やかな段状の樋がみられる。両側辺の刃部と両面の脊上が剥取されている。両面をほぼ平坦にし、横断面を矩形に加工する意図を読み取ることができる。おそらくは他のものと同様に扁平片刃石斧などの小形工具への再加工を目指したものと思える。⁽¹⁰⁾

さて、これらの資料の所属時期であるが、先述したように、大部分は中期に属するものとみてよいが、さらに細分時期についてみていきたい。まず、1・4・8・10は包含層出土であるので、厳密な細分時期を判断することはできない。2はC調査区の集落の南縁を画する大溝S DC25から出土した。S DC25は断面V字状の掘形をもつ幅3m前後の溝で、重複する他の遺構との先後関係や共伴した土器などから中期後葉（市田5期以降）に掘削されたものである。⁽¹¹⁾3はB調査区堅穴式住居跡S H B150から出土した。中期後葉（市田5期）の土器が共伴している。5はC調査区北西の堅穴式住居跡S HC492から出土した。遺存状況が悪く部分的な調査でもあったため、遺構の時期を明確に示す土器はみられなかった。一辺3mあまりの方形の掘形をもつようであるが、市田齊当坊遺跡では、このような方形掘形をもつ小形堅穴式住居跡は中期後葉に所属するものが多いことから、このS HC492も中期後葉（市田5～7期）の可能性を残しておきたい。6はB調査区小形土坑S KB735から出土した。中期後葉（市田6期）の一括性の高い土器群が出土した。7と9はA調査区北西、方形周溝墓S DA62の西側周溝に取り付く溝S DA63から出土した。一部地震による液状化と噴砂によって遺構掘形が崩壊している部分もあるが、おもに中期後葉（市田5～6期）の土器が出土した。11はC調査区方形周溝墓S TC103の北辺周溝の一部S DC144から出土した。中期中葉後半（市田4期）の土器とともに出土した。

もちろんこのような石器の細片が編年的時期の明確な土器資料と共伴したとしても、両者の同時期性が保障されうるものではない。遺構埋没時の埋土内に含まれていた可能性も捨てきれないのである。しかし包含層出土資料や銅剣形石剣の破片（11）以外のすべての磨製石剣破片が中期後葉、山城IV様式期（市田5～6期）の時期に埋没したと考えられる遺構から検出されていることから、中期後葉あるいはその直前に廃棄された資



第3図 京都府東土川遺跡方形周溝墓 ST385619 周溝内埋葬出土磨製石剣鋒

料群である可能性が高いものと想定しておきたい。⁽¹²⁾

以上、市田斉当坊遺跡では全長 5 cm 前後の磨製石剣の破片、片面全体を剥取することによって表裏面の半截分割を行った破片、整形して刃部を加工し、扁平片刃石斧とした剣身破片をみてきた。このような石剣の破片を扁平片刃石斧に加工する過程を、一過性の高い偶発的な対処とするよりは、弥生時代中期後葉頃に磨製石剣を意図的に分割して扁平片刃石斧に加工する作業が計画的になされたという事象であったと想像することができよう。

しかしそうはいつでも、このような扁平片刃石斧の素材となる有鎬磨製石剣はどのようにして供給されたのであろうか。たとえば、集落構成員が戦闘によって破損した石剣を小形の扁平片刃石斧の素材として再利用する習慣でもあったのであろうか。それとも戦闘による戦利品を素材としたのであろうか。そもそもこれらの磨製石剣は実際に戦闘に使用されたものだったのであろうか。

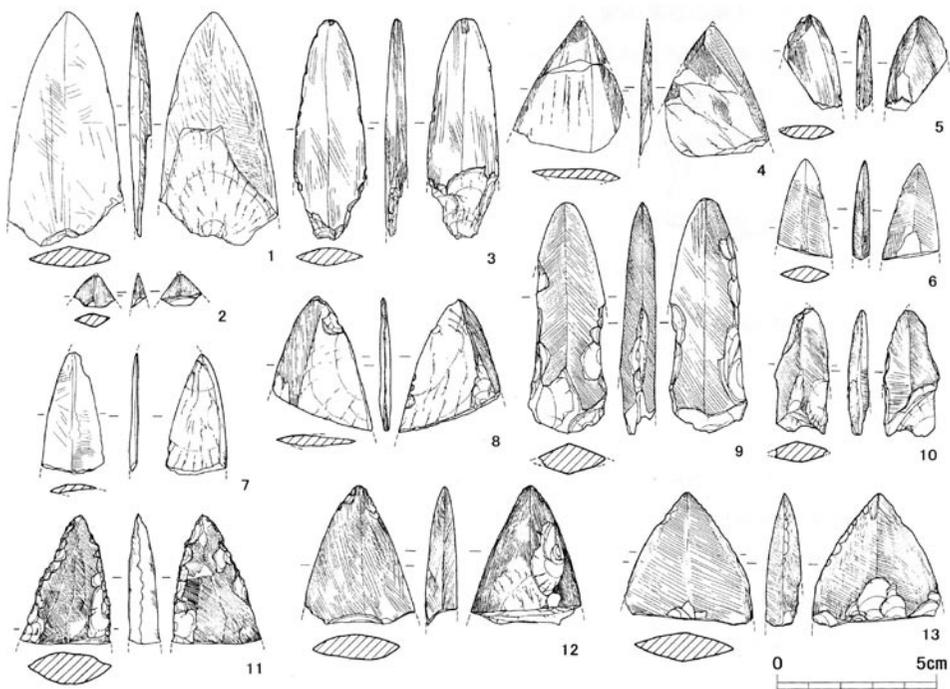
この点を検証するために実際に戦闘に使用された磨製石剣について見てみよう。第3図は京都市東土川遺跡の方形周溝墓 S T 385619 の周溝内の埋葬施設木棺内埋土から出土した粘板岩製石剣の鋒である。⁽¹³⁾ 図化した鋒を含めて磨製石剣が少なくとも 7 個体、石鏃 12 個体が出土したが、石剣・石鏃ともその大半に鋒の破損がみられた。破損によって剥離した小剥片（第3図、接合状況図の梨地部分）も木棺内埋土中から回収されたことから、人体に刺し込まれた石剣の鋒や射込まれた石鏃が体内で破損し、そのまま摘出されることなく埋葬されたものと想定することができる。なお、周溝から出土した土器から、埋葬が中期後葉前後に行われたものとみることができる。筆者とともに調査を担当した中川和哉氏はこれらの石剣と石鏃にみられる鋒の破損が衝突時の衝撃痕であることを指摘している。⁽¹⁴⁾ 以下個別にみてみよう。

第3図1は、大形の有鎬磨製石剣の鋒である。鋒と剣身が折れて出土した。鋒先端部に破損はみられないが、ふくらに打点をもつ大きな剥離痕がみられる。剣身（鎬方向）に平行してではなく、わずかに俯角をもつ斜め前方からの衝撃によるものとみられる。

その際、薄く層状に剥離しやすい粘板岩の性質のため、片面のみが大きく剥離したものと見える。2は、先端部前方から剣身に向けて真直に衝撃が加わったため、鋒が小さく破損する。剥離した剥片の一部が接合した。剣身側、折損した部位の片面には剣身からの反作用によると思われる薄い大きな剥離がみられる。3も先端部から剣身に向けて真直に衝撃が加わったため鋒が破損している。鋒先端に打点を持つ大きな剥離痕が片面に残る。剣身側の折損部位には衝撃時の反作用にともなう細かな破損が数カ所で起こっていたことが認められる。

以上の実例から、実際に使用にともなって破損した粘板岩製磨製石剣は、鋒が大きく折損し、鋒先端に複合した剥離からなる複雑な破損の痕跡が残る場合があるといえる。また、剣身方向への強い衝撃に対する反作用から、剣身側の破断面付近にも細かな剥離をともなう破損が生じることがわかる。

このような観察点から市田斉当坊遺跡で出土した磨製石剣の鋒部分をみてみたい。まず、第4図1は鋒が剣身から折損した状態であるが、先端部に破損はみられない。折損部の剥離痕は大きいですが、先端部からの衝撃、あるいはその反作用によって剥離したようにはみえない。むしろ剣身の片側主面に対して垂直方向からの衝撃によって折れたように思える。2はわずかな鋒の先端部である。この破断面からも鋒方向からの衝撃が加わっ



第4図 市田斉当坊遺跡出土の磨製石剣鋒

て折損したようにはみえない。3は破断面部分に幾度かの敲打を行った際の剥離痕があるため、折損にいたった状況を窺うことは難しい。鋒先端には東土川遺跡例のような実際の戦闘使用によると思われる破損がみられない。4から6も鋒先端に破損はみられない。4は非常に脆く出土後に一部折損した。破断面も不明瞭となっている。5・6ともにその破断面からは鋒方向からの強い衝撃によって折損したものにはみえない。7・8はややずれてはいるが、鋒先端付近からの衝撃による破損の状況を窺うことができるが、折損部破断面付近には衝撃による微細な破損は認められない。9・10の刃部の剥離痕は再利用のための加工痕とみてよいであろう。鋒に強い衝撃を受けたとみられる痕跡はない。11から13はサヌカイト製磨製石剣の鋒である。いずれも鋒先端に破損の痕跡はなく、かつ破断面には鋒方向からの衝撃による折損の状況はみられない。むしろ剣身片側主面に対して直角に近い方向からの衝撃を窺わせることから、故意に折り取ったものもあるのではなからうか。

なお、鋒の出土遺構であるが、3・5・6・7・10・13は包含層から出土したため、弥生時代中期に属する可能性が高いが、細分時期については不明である。1はB調査区竪穴式住居跡S HB691出土である。重複する中期中葉の遺構との先後関係に不明瞭な点があるものの、凹線文を巡らす鉢や高坏が中期後葉（市田6期前後）の時期を示している。2はC調査区土坑S K C518から出土した。中期前葉に遡る良好な一括土器群が共伴したことから、当該資料は中期前葉以前の磨製石剣の鋒と考えることができる。4はB調査区S K B904から出土した。これも中期中葉でも古い様相（市田3期）をみせる土器群と共伴した。8はA調査区方形周溝墓S TA49周溝から出土しており、周辺出土土器は中期後葉（市田5期前後）を下限とする。9はC調査区方形周溝墓S TC99周溝から出土した。周溝出土土器は中期後葉（市田5～7期）である。11はB調査区竪穴式住居跡S HB690から出土した。中期中葉でも古相（市田3期）の土器と共伴している。12はC調査区集落を画する大溝S DC90から出土した。中期後葉（市田5期）以降に掘削されたものである。

以上から、磨製石剣鋒は中期初頭から後葉までの幅広い時期のものが確認できるようである。この点からも扁平片刃石斧に加工された剣身やその未成品が中期後葉の時期に収斂する蓋然性が高いことが指摘できる。第4図7・8以外は、刺突武器として実際に使用された積極的な根拠が認められないものである。もちろん実際に使用された場合、敵の人体に鋒を残し、かつ剣身のみを持ち帰って再利用した場合、このような想定はできないのであるが、少なくとも遺存した磨製石剣の鋒からは、実際の戦闘の痕跡を残すものは少ないといえるだろう。よって、中期後葉の段階において扁平片刃石斧に加工された磨製石剣は実際の使用によって破損したものが回収されて再利用されたと考える積

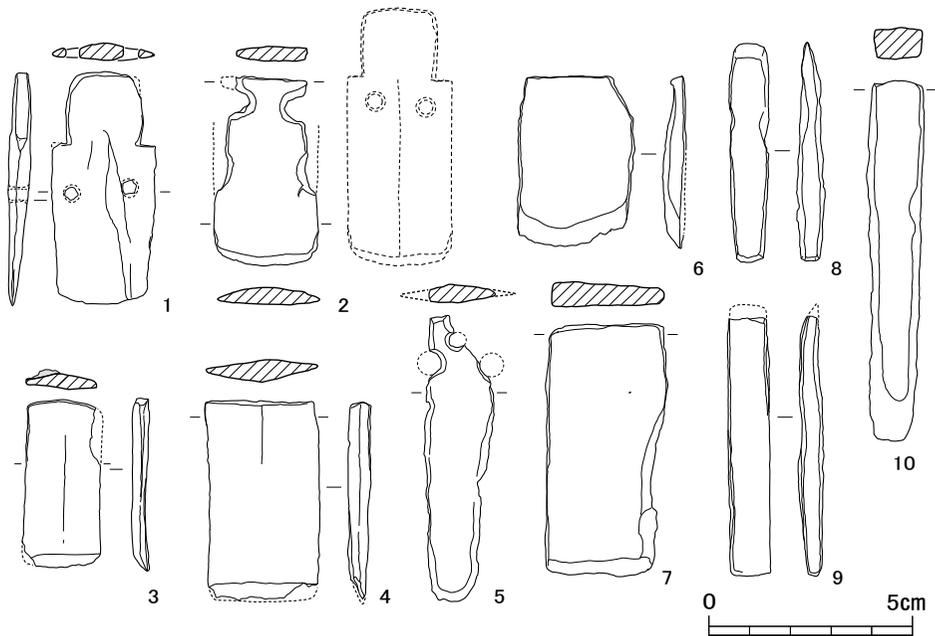
極的な根拠はないとすることができる。磨製石剣の分割は再三行われていることから、扁平片刃石斧への加工は偶発的な契機への対処ではないことは前にも述べたが、戦闘によって「素材」を得ていたとも想定しにくいのである。

ところで、寺前直人氏は有鎬磨製石剣には単なる武器としての実際の機能以外に付加される価値があることを主張する。握りのある大形打製尖頭器や有鎬磨製短剣はその携帯機能と規格性の高さ、埋葬施設からの出土から、近畿地方では社会的な上位階層を表示するものではないものの、個人の権威を示す属人的性格を強く示す所有品であるとした。⁽¹⁵⁾これに従えば、所有者が明確な有鎬磨製石剣そのものをやすやすと扁平片刃石斧に加工してしまう状況を想定せねばならないことになる。つまり、所持者の権威や性格を否定してまでも小形石斧の素材として使った理由を考えねばならないこととなる。この疑問については後段で考察していくこととする。

3. 鉄剣の分割加工

神奈川県砂田台遺跡出土例 神奈川県の北西、丹沢山地大山から南西に派生する丘陵先端の弘法山東麓の相模川沖積低地の西端、東海大学の北西に位置する。建造物の建替えにもなって発掘調査が行われた。弥生時代中期中葉から中期後葉にかけて、竪穴式住居跡 96 基、方形周溝墓 4 基、土坑、環壕などが検出された。⁽¹⁶⁾中期後葉の 7 号竪穴式住居跡からは太形蛤刃石斧 2 点、挟入柱状片刃石斧 1 点、小形柱状片刃石斧 1 点、扁平片刃石斧 1 点、砥石 2 点とともに、板状鉄斧や茎鑿など 11 点の鉄製品が出土した。7 号竪穴式住居跡は隅丸長方形で、長辺 6.3m、短辺 5.1m を測る。4 本柱の上屋構造をもつ。板状鉄斧をはじめとする鉄製品は住居床面の北半に広く分布するのに対して、磨製石器類は南東側の一部に集中する傾向をみせる。東日本でも弥生時代中期後葉の段階にすでに板状鉄斧など 11 点もの鉄製品が出土したことで注目される。⁽¹⁷⁾なお、川越哲志氏もこの 7 号竪穴式住居跡の板状鉄斧 4 点（第 5 図 1・3・4・6）および 146 号竪穴式住居跡出土品（第 5 図 2）について鉄剣加工によるものとみている。⁽¹⁸⁾

以下に 7 号・146 号竪穴式住居跡出土鉄製品（第 5 図 1・3～10）についてみていきたい。⁽¹⁹⁾1 は全長 5.6 cm、関幅 2.5 cm、最大厚 4.6 mm である。扁平な両刃の板状鉄斧である。横断面が薄い菱形を呈しており、刃関に双孔を穿つ鉄剣の一部を加工したものであることがわかる。関幅からは短剣を想定することができる。図に向かって左側の孔が右側のそれよりも鋒・刃部側に寄っている。両側辺、つまり鉄剣の刃部には加工が施されず、広島県大槌遺跡の銅戈のような端面をなさない。板状斧の刃部側も横断面が薄い菱形のままなので、両面からの研磨によって刃部が形成されている。2 は全長 4.6 cm、幅



第5図 神奈川県砂田台遺跡出土鉄剣の分割・加工品および関連資料

2.5 cm, 最大厚 2.9 mm 前後となる。146 号竪穴式住居跡から出土した。剣の関の一部を加工したものである。双孔痕跡は柄との緊縛部分となる。復原すれば 1 とほぼ同じ大きさになるとみてよい。3 は全長 4.1 cm, 最大幅 1.8 cm, 最大厚 3.9 mm 前後である。1 同様に横断面が薄い菱形をなし、剣身の破片とわかる。基部側の一部が破損しているが、おおむね全体の形態が把握できる。刃部は片刃で後主面には鑄がほとんど認められない。研磨によって鑄部分を面取りされたかのようにみえる。両側辺、剣身の刃部も幅 1.0 ~ 1.5 mm ほどの丸みを持った端面をもつことから、刃部にも面取りが施され、やや身幅が短くなったものと推察できる。板状斧の基部側、剣身破断面には鍛造過程に特有な折り返しの痕跡は認められない。銹化によって層状に剥離する部分もみられない。非常に良好な鋼材なのであろうか。あるいは铸造品かもしれない⁽²⁰⁾。4 は、全長 4.9 cm, 幅 2.65 cm, 最大厚 5.3 mm である。表面は瘤状の銹によって鑄が不明瞭であるが、1・3 同様に横断面が明瞭に薄い菱形をなす剣身の破片である。1 よりもわずかに大きい鉄剣であったことがわかる。弥生時代の鉄剣には剣身が関幅よりも広がるものはないことから、1 の関幅よりも大きな身幅をもつ 4 は、1 と同一の個体ではないことがわかる。また明らかな身幅の差異から 2 とも別の個体である可能性が高い。鑄のより明瞭な面、つまり鑄によって分けられる 2 面の交差する角度がより狭い片面を前主面、交差角度が広い片面を後主面としている。3 と同様に板状斧の基部側、剣身の断面は非常に緻密で層状の銹化や折り返し鍛錬の痕跡は認められない。これも铸造起源の鉄鋼の可能性があるのであるのかもしれない

い。5は全長7.0 cm, 幅1.6 cm, 最大厚4.2 mmである。銹化が著しい。孔の穿たれている一部が銹落としの途中で欠損したようである。孔の下1 cm付近では厚さ4.2 mmを測る。両面が凸レンズ状を示すことから、剣身破片とみてよいだろう。孔の直下、左右の外形に弧状の部位がみられる。直径5.5 mmほどの双孔の痕跡とすれば、双孔剣の関部であった可能性がある。双孔剣の関部とすれば、現存する孔は刀子として加工される際に新たに穿孔されたものと思える。6は全長4.2 cm, 幅2.8 cm, 最大厚6.8 mmである。基部側がわずかに歪んでおり、刃部に行くにしたがって厚さが増す。横断面が薄い菱形とはならず、剣身の一部とは思えない。7は全長4.9 cm, 幅3.2 cm, 最大厚6.1 mmである。6同様、横断面矩形の形状から剣身の一部にはみえない。8は全長5.3 cm, 幅0.95 cm, 最大厚6.4 mmである。鑿の一種であろう。9は全長6.3 cm, 幅1.05 cm, 最大厚5.6 mmである。刃部が欠損するが8同様に鑿と考えられる。10は全長8.8 cm, 幅1.2 cm前後, 最大厚7.0 mm前後である。これも銹化による鍛造特有の層状の剥離をおこさないものである。

神奈川県砂田台遺跡では関東地方の他の集落遺跡に比べるとかなり多くの磨製石器類が出土した。⁽²¹⁾小形柱状片刃石斧や扁平片刃石斧などには未成品も含まれており、小形石斧などの加工製作が行われていたことがわかる。同様の機能を持つ小形の板状斧や鉄製茎鑿も集落内で製作されていたものとみてもよいであろう。中期後葉の段階に少なくとも4～5振りの鉄剣を入手し、その剣身から関の部分までを全長5 cm前後に分割し、周辺を研磨加工して板状鉄斧や刀子などを作り出していたものとみられる。しかし当時としては希少な鉄剣を複数入手し、分割して小形工具を作り出すことができる状況とはどのようなものであったのであろうか。

4. 分割加工による再利用の意味

銅剣(戈)・石剣・鉄剣を分割してその剣身部分を小形の扁平な板状斧などとして再利用する事例について概観してきた。銅剣(戈)は初期のものについてはすでに分割された「スクラップ」が北部九州から流通した公算が高いという吉田氏の指摘があった。市田斎当坊遺跡の扁平片刃石斧や砂田台遺跡の板状鉄斧など、同一遺跡あるいは同一遺構から複数出土し、ほぼ同様な加工方法でもって扁平な板状斧に再利用する状況は、それが偶発的、あるいは突発的なものではなく、いわば管理されたリダクションの一事象であったことを窺わせるのである。

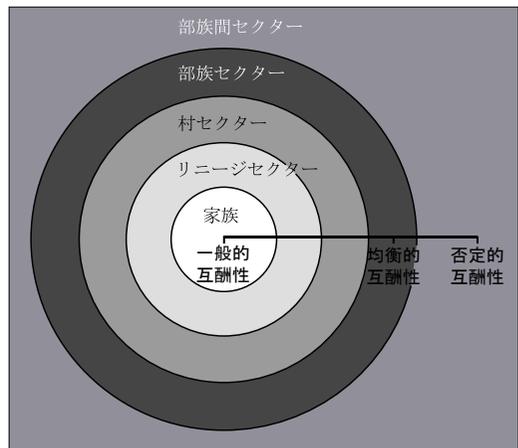
利器を分割縮小し、素材として再利用する過程を重視すれば、このような剣の破片を小形の扁平な板状斧に加工する過程はリダクションの一工程と捉えることができる。⁽²²⁾が

しかし、刃部の再生のために石器の縮小再加工を行うリダクション⁽²³⁾、つまり刃部の再生システムや、石材を効率的に有効利用しようとする社会的背景をもつ製作技術に立脚した石刃再生技法などと同様な行為とみなすことはできない。当然ながら剣から複数の小形板状斧などを作り出す行為には、それとは異なる社会背景を想定すべきであろう。

先述してきたように有鎬磨製石剣は個人の権威や性格を示す属人的な財と捉えられている。鉄剣についてもその携帯機能だけでなく、埋葬施設から出土すること、さらには素材、加工技術、製品それぞれの価値からみて特定個人の権威を高揚させる性格が付与されていたと考えてもおかしくはない。そのような剣の性格を否定してまでも扁平片刃石斧や板状鉄斧に加工することができる社会的行為を弥生時代中期後葉頃の倭人社会に想定せねばならない。

このような疑問からひとつの仮説を指摘するとすれば、扁平片刃石斧の素材として再利用された磨製石剣や、あるいは板状鉄斧の素材として再利用された鉄剣は社会的関係を有しない集団や個人の間で交換され、その後集落内にもたらされた消費財と想定してみるのはどうであろうか。これならば、以前に付与されていた剣としての性格を継承する必要はなくなるものとみてよい。

M. サーリンズは互酬性を基準とした交換形態の分類を行った⁽²⁵⁾。交換の様態を条件付けるものとして交換し合う人々の社会的距離を重視している。このなかでも社会的関係を維持することを意図しない功利主義的な利益中心の交換の範疇として「否定的互酬性」といった概念を設定した。この否定的互酬性のなかには「横領」、「値切り交渉」、「物々交換」、「投機」、「詐欺」、「窃盗」などが含まれるという。今回紹介した剣身加工斧などはこのような交換の分類範疇に入るのであろう。弥生時代中期の社会状況からは、戦利品や物々交換などによる入手を想定することができるかもしれない。しかし戦利品を小形斧の素材として消費してしまうことは、戦利の意味をも否定してしまうことにもなりかねない。また戦闘行為によって入手された可能性が低いことについてもすでに述べたとおりである。社会的な関係を強化あるいは固定化しない交換活動として、「市場」での物々交換によって得られた物品であったと想定するのがもっとも妥当ではなかろうか。



第6図 互酬性と親族の居住セクター

『三国志』魏書東夷伝倭人条には、「国国市有り。有無を交易し、大倭をしてこれを監せしむ。」とある。国々の「市」の起源がいつごろまで遡り、どのような様子であったのかは不明であるが、「有無を交易」するといった場合、地理的環境によって多様性の生じる採集品や海浜からもたらされる塩、分布域が制限された石材やその製品類、金属資源またはその製品などが候補として挙がってこよう。とくに金属製品には長距離の移動を物語るものが多い。

前期末葉から中期中葉までの段階に舶載された戦国系鑄造鉄斧は北部九州の内陸部、小郡市を中心とした半径約 40 km 圏内の地域にもたらされ、そこで分割された後、再利用のために西部瀬戸内地域など東方に流出した状況を指摘したことがある。前期末葉から中期前葉の頃、今回示した青銅製武器の一部も北部九州の「市」、おそらくは北部九州内陸部を結節点とし、分割された破片素材として瀬戸内地域や近畿地方中部などに流出したと想像することもあながち誤りではなかろう。青銅製武器や祭器の鋒なども、社会的関係を維持しない状態で瀬戸内地域へ搬出され始めたみたい。近畿地方以东の世界では、中期後葉頃までによりやく特定の金属物資に関わる市場が開発されたとみることができる。「市」を介在とした長距離の金属交易は関東地方にまでも及んだことがわかる。⁽²⁷⁾

一方で市田斎当坊遺跡における磨製石剣の交易範囲は比較的狭いものであった。山城地域特有の粘板岩石材の磨製石剣は付近の「市」を介在して入手されたものと想像したい。その際の反対給付として冒頭に述べた碧玉製管玉類があったのかもしれない。

なお、ここで注意せねばならないのは、石製か鉄製かに関わらず、「剣」を分割して「小形斧」などの素材としていることなのである。奢侈品やあるいは象徴財として使用された財が一般的な生活財の素材の一部としてみなされてしまうといった「負の価値作用」が「市」には内包されているという視点である。⁽²⁸⁾ 上位に位置した武威を示す財が下位の生活財の素材として交換されるならば、上位の財に付加されていた価値は消失する方向に向かうものとみてよいであろう。この負の価値作用によって、互酬的な贈与交換によって維持されてきたそれぞれの財の価値基準が不明瞭になっていったものとみられる。「市」の諸活動が活発になれば、遠来の文物の入手が可能となる利点もあるが、親族やリニヅ間でしか扱われなかった財でさえ市場に出回る要因ともなったものと思える。それによって交換領域の規範が破綻し、瀬戸内地域や近畿地方中部の弥生社会が維持してきた諸財の価値の相対的水準が低下していったものと思う。さらにはほかに新たな価値の付与された財の入手が社会的紐帯を維持するために必要となってしまうのはいつの世でも変わらないのかもしれない。

弥生時代中期には近畿地方中部の低地部において大規模な拠点集落が盛行するが、中

期末葉には衰退し、後期初頭以降ことごとくその姿を消していくといった調査研究は周知のことである。⁽²⁹⁾若林邦彦氏は大阪平野の大規模集落を取り上げて、大規模集落の内外に基礎集団（家族墓の属性をもつ方形周溝墓群の造墓集団単位）相互の経済的依存関係が醸成されていたとする。⁽³⁰⁾拠点集落が「互酬性システム」を根幹とした血縁集団相互の経済活動の場として発達してきたと想定するのである。⁽³¹⁾北部九州以東、とくに近畿地方中部の中期後葉の倭人社会ではこのような血縁集団相互の経済活動だけではなく、「市」における経済活動が活発化してきたことによって、それぞれの集団内外のさまざまな社会関係に埋め込まれた贈与交換を基軸とした既存の互酬的経済活動が萎縮させられていったのかもしれない。弥生中期社会のなかでさまざまな価値を生み出してきた石器類の生産停止と、それを分配するための贈与交換を可能とした社会関係の衰退には、このような社会的関係を継続させない交換技術の発達が関与しているといえることができる。

おわりに

川越哲志先生が弥生時代鉄器文化の研究を始められた頃、先生の代表的な論考が板状鉄斧についてであった（川越哲志「弥生時代鉄製工具の研究（1）－板状鉄斧について」『広島大学文学部紀要』第33巻、広島大学文学部、1974年、172～193頁）。この論考は、それまで用途不明であった板状鉄器を集成し、それが大陸系磨製石器類にとって代わる鉄製工具、板状の鉄斧であることを明らかにしている。弥生時代の鉄器文化についてはおもに九州北部にのみ目が向けられていたのに対して、関東から中国・四国地方にみられる板状鉄器に注目し、それが中期後半期にほぼ齊一的に用いられる鉄斧であるとした。九州地方とそれ以東の鉄器の差異、地域性について明確に言及したのはこれがはじめてであると思う。鉄器のもつ形態自体が製作時の鍛冶加工技術の問題にすべきことを示唆していたといってもよい。その意味では、この論文はその後現在にいたる弥生時代鉄器文化研究のいわばインストーラー（始発装置）としての学史的意義を持つものと思う。中期後葉の板状鉄斧の齊一的な普及がどのようにして行われていったのかを考える過程として、いささかでも板状鉄斧に関係するこの瑣末な小文を、川越先生に献呈したい。

謝 辞

川越先生には、広島大学および大学院の都合6年間、指導教官としてご指導いただいた。思えば先生のお人柄ゆえにやってこれたように思う。急に京都に職を得たものの、

弥生時代の鉄器の勉強を続けてきたことも先生の門下生として覚えておいてもらいたかったからかもしれない。学位申請論文の作成にあたっては、毎晩激励とご指導の電子メールをいただいた。私の就寝時間が短くなったことを気遣っても下さった。大変有難く思う。これからもまずはご健康に留意いただきますよう祈念いたします。

砂田台遺跡の出土遺物の見学にあたっては、(財) かながわ考古学財団の御堂島正氏・伊丹 徹氏にお世話になった。市田斉当坊遺跡の石器整理作業や磨製石器の転用については、(財) 京都府埋蔵文化財調査研究センター中川和哉氏や京都大学大学院生(現在、大阪府教育委員会)土屋みずほ氏に教示を得たことを感謝したい。市田斉当坊遺跡の報告書作成の最終段階では、夜遅くまで遺物観察表の点検と修正を行ってくれた土屋氏や望月誠子氏らに感謝したい。

註

- (1) 平成 13 年度 4 月から 6 月にかけて、市田斉当坊遺跡 A 調査区の第 3 次発掘調査に従事した。野島 永編『市田斉当坊遺跡』(京都府遺跡調査報告書第 36 冊、(財) 京都府埋蔵文化財調査研究センター、2004 年)。
- (2) 道上康仁編『大槇遺跡群』(広島県埋蔵文化財調査センター調査報告第 38 集、(財) 広島県埋蔵文化財調査センター、1985 年)。
- (3) 吉田 広・高山 剛「広島の武器形青銅器」(『芸備』第 27 集、1998 年、1～22 頁)。
- (4) 江見正己編『中国横断自動車道建設に伴う発掘調査』(岡山県埋蔵文化財発掘調査報告書 121、岡山県教育委員会、1997 年)。
- (5) 吉田 広「武器形青銅器流入の一形態」(『古代吉備』第 21 集、1999 年、42～57 頁)。
- (6) 藤田三郎「第 33 次発掘調査の概要」(『昭和 62・63 年度唐古・鍵遺跡第 32・33 次発掘調査概報』田原本町埋蔵文化財調査概要 11、田原本町教育委員会、1989 年、63 頁)。
- (7) 木下晴一『空港跡地遺跡』V (空港跡地整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告第 5 冊、香川県教育委員会、2002 年)。
- (8) 前掲注 (5) 文献参照。なお、青銅製武器の鋒、あるいはその転用例についても注 (5) 文献の他に下記文献を参照されたい。
吉田 広『弥生時代の武器形青銅器』(考古学資料集 21、国立歴史民俗博物館、2001 年)。
- (9) 前掲注 (5) 文献参照。
- (10) 京都府八木町池上遺跡にも弥生時代中期後葉の段階において、銅剣形石剣の分割再利用による扁平片刃石斧が出土している。また、鉄剣形石剣の剣身を分割し刃部を面取りした例や片面を剥取したのものがある。このほか、広島県東広島市志和町小越遺跡で検出された弥生時代中期末葉の焼失住居 (No. 23 遺構) からも被熱した有鎬磨製石剣の破片を加工した扁平な両刃石斧が出土している。今後、このような類例の増加を待って、再度検討してみたい。なお、実見に際しては東広島市教育委員会、妹尾周三氏にお世話になった感謝したい。
中川和哉「市田遺跡第 5 次」(『京都府遺跡調査概報』第 91 冊、(財) 京都府埋蔵文化財調査研究センター、2000 年、56 頁第 46 図参照)。石井隆博編『志和町志和東小越遺跡発掘調査報告書』(文化財センター調査報告書第 15 冊、(財) 東広島市教育文化振興事業団、1997 年)。
- (11) 松野元宏「市田斉当坊遺跡出土弥生土器の検討」(前掲注 (1) 文献、128～148 頁)。
弥生時代中期の遺構の時期を示す場合、おおよそ、森岡編年の山城Ⅱ-1 様式からⅡ-2 様式併行期を市田 1 期、Ⅱ-3 様式併行期を市田 2 期、Ⅲ-1 様式併行期を市田 3 期、Ⅲ-2 様式併行期を市田 4 期、Ⅳ-1 様式併行期を市田 5 期、Ⅳ-2 様式併行期を市田 6 期、Ⅳ-3 様式併行期を市田 7 期とした。
森岡秀人「山城地域」(寺沢薫・森岡秀人編『弥生土器の様式と編年』近畿編Ⅱ、木耳社、1900 年、193～319 頁)。
- (12) 前掲注 (1) 文献において、筆者と土屋みずほ氏が磨製石剣の分割とその転用過程について

- 述べている。言及した石剣破片と想定される資料の共伴土器の多くが中期後葉前後の時期を示している。
- (13) 出土資料の一部を掲載した。
野島 永編『長岡京跡左京二条三・四坊・東土川遺跡』（京都府遺跡調査報告第28冊（財）京都府埋蔵文化財調査研究センター 2000年）、中川和哉「桂川右岸における石剣の出土例—名神桂川パークینگ・エリアの調査から—」（『京都府埋蔵文化財情報』第68号、（財）京都府埋蔵文化財調査研究センター、1998年、33～38頁）。
- (14) 中川和哉「弥生時代の石製武器出土埋葬主体部—京都市東土川遺跡例から—」（『考古学に学ぶ』同志社大学考古学シリーズVII、同志社大学、1999年、149～158頁）。
- (15) 寺前直人「弥生時代の武器形石器」（『考古学研究』第45巻第2号、1998年、61～80頁）、寺前直人「弥生時代における武器の変質と地域関係」（『考古学研究』第48巻第2号、2001年、59～77頁）を参照。
- (16) 宍戸信悟・上本信二『砂田台遺跡』I（神奈川県埋蔵文化財センター調査報告20、神奈川県立埋蔵文化財センター、1989年）、宍戸信悟・谷口肇『砂田台遺跡』II（神奈川県埋蔵文化財センター調査報告20、神奈川県立埋蔵文化財センター、1991年）。
- (17) 松井和幸「大陸系磨製石器の消滅とその鉄器化」（『日本古代の鉄文化』雄山閣出版、2001年、27～73頁）。
- (18) 川越哲志「弥生時代の鉄斧と鉄鉞」（『考古論集—潮見浩先生退官記念論文集—』潮見浩先生退官記念事業会、1993年、397～432頁）。
- (19) 各鉄器の大きさについては、含浸処理後に筆者が測定したものである。錆の部分を検討していないため報告書記載と異なる部分がある。
- (20) 実際に大阪府八尾市大竹西遺跡から鑄造された鉄器が出土している。剣の全長は35.8cm、砂田台遺跡出土例と同様に刃部部に双孔を穿つものである。X線透過によってこの鉄剣の内部には鍛造品には認められない鑄造時の鬆が確認されている。
西村公助「大竹西遺跡出土の鑄造鉄剣について」（『東日本における鉄器文化の受容と展開』第4回鉄器文化研究集会、鉄器文化研究会、1997年、23～29頁）。
- (21) 弥生時代の石器の合計で507点、このほか105号竪穴住居跡の黒曜石核・剥片等1,573点がある。弥生時代中期の関東地方ではこの石器総数は非常に多いといえる。
- (22) 長崎潤一「リダクション」（安斎正人編『現代考古学の方法と理論』III、234～240頁）に詳しい。
- (23) 長崎潤一「後期旧石器時代前半期の石斧—形態変化論を視点として—」（『先史考古学研究』第3号、1990年、1～33頁）、Dibble, H. L., 1987, The Interpretation of Middle Palaeolithic Scraper Morphology, *American Antiquity*, 52, pp.109-117.
- (24) 新田浩三「下総型石刃再生技法の提唱」（『研究紀要』16、（財）千葉県埋蔵文化財センター、1～40頁）。
- (25) Sahlins, M., 2004, *Stone Age Economics*, (『石器時代の経済学』（山内和訳、叢書・ユニベルシタス133、法政大学出版局、1984年))。一般的互酬性として「分与」、「親切なもてなし」、「惜しめない贈与」、「手助け」、「気前よさ」、均衡的互酬性として「贈与交換」、「支払い」などが指摘されている。均衡的互酬性には「受け取りの返礼は慣例的等価物であり、その遅延は起こらない」とされることから、「市」における物々交換が一部含まれると仮定してもよからう。均衡的互酬性が一般的互酬性よりも非人格的であり、より経済的なものであることには違いはない。なお、このサーリンズの互酬性の分類とその名称の妥当性については批判も多い。下記の文献などでは、民族誌の考察から世代を超えない互酬性を基準とした単純な類型のみからは儀礼的交換全てを把握することができないことが指摘されている。今回は分類概念を考古資料からみた社会的行為の解釈に当てはめる作業に利用したものである。
前川啓治「互酬性再考—儀礼交換の視点から—」（『年報 人間科学』第5号、1984年、167～184頁）、Weiner, A., 1980, Reproduction: A Replacement for Reciprocity, *American Ethnologist*, 7-1, pp.71-85.
- (26) 野島 永「弥生時代における鉄器の交易—鑄造鉄斧と素環頭鉄刀—」（『弥生時代の交易—モノの動きとその担い手—』第49回埋蔵文化財研究集会発表要旨集、埋蔵文化財研究会、2001年、127～137頁）。
- (27) 砂田台遺跡出土の板状斧に加工された鉄剣を例示して、遠距離に交易される鉄器にはそれに付随する「情報の欠落」、「意味の変換」があることを指摘したことがある。「市」を介在とした財の交換では、それ以前には備わっていた財の由来や意味が伝達されない、あるいは否定される可能性があるものといえる。日本列島東半部において威信財型交易が成立する弥生時代後期中葉から終末期以前には、このような「市」を介在とした財の移動があったものとみたい。砂田台遺跡出土の鉄器を威信財型交易の例証とはしえないことを訂正しておきたい。

- 野島 永「弥生時代の鉄流通試論」(『たたら研究会創立 40 周年記念 製鉄史論文集』たたら研究会, 2000 年, 65 頁, 註 (29))。
- (28) 富尾賢太郎・上野千鶴子「贈与交換と商品交換」(『現代思想』Vol. 11-4, 1983 年, 79 ~ 95 頁) に詳しい。また, 民俗誌としては下記文献が参考となる。
Bohannon, P., 1955, Some Principles of Exchange and Investment among Tiv, *American Antiquity*, 57, pp. 60-70.
- (29) 酒井龍一「弥生時代中期・畿内社会の構造とセトルメントシステム」(『文化財学報』奈良大学文学部文化財学科, 1984 年, 37 ~ 51 頁)。菅榮太郎「弥生時代環溝集落小論」(『考古学に学ぶ』同志社大学考古学シリーズVII, 同志社大学, 1999 年, 159 ~ 170 頁)。
- (30) 若林邦彦「弥生時代大規模集落の評価—大阪平野の弥生時代中期遺跡群を中心に—」(『日本考古学』第 12 号, 2001 年, 35 ~ 53 頁)。
- (31) 若林邦彦氏は前掲註 (30) 文献のなかで「「血縁」・「顔見知り」関係が交換活動の主要素となる社会では, その特徴が集団立地への影響を及ぼすことが想定できる。物流・情報交換の拡大状況に既往の人間関係を利用して対応する際には, 集団近接化による交換の「場」の確保・拡大が指向されるのではないだろうか」と述べている (50 頁)。傾聴すべき意見だと思う。
- 若林邦彦「贈与交換と弥生時代社会」(『歴史民俗学』No. 14, 批評社, 1999 年, 88 ~ 107 頁)。

挿図出典

- 第 1 図 1. 註 (2) 文献。2. 註 (5) 文献。
第 2 図 註 (1) 文献。
第 3 図 註 (13) 野島編文献。
第 4 図 註 (1) 文献。
第 5 図 註 (16) 文献。
第 6 図 註 (25) サーリンズ文献。